

中小企業等経営強化法に基づく 支援措置活用の手引き

目次

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく
支援措置・・・P.1

2. 税制措置

① 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要・・・P.2

(2) 適用手続き・・・P.3

A類型：生産性向上設備・・・P.3

B類型：収益力強化設備、D類型
：経営資源集約化に資する設備
・・・P.5

② 事業承継等に係る不動産取得税の特例

(1) 制度の概要・・・P.9

(2) 適用手続き・・・P.10

③ 中小企業事業再編投資損失準備金

(1) 制度の概要・・・P.11

(2) 適用手続き・・・P.13

3. 金融支援

(1) 各種金融支援の概要・・・P.14

(2) 適用手続き・・・P.18

4. 法的支援

(1) 各種法的支援の概要・・・P.20

(2) 適用手続き・・・P.21

5. ホームページ・問い合わせ先

・・・P.23

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認ください。

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。

- 税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る不動産取得税の特例（P.9～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る準備金の積立（損金算入）の措置（P.11～）を利用することができます。
- 金融支援**・・・政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- 法的支援**・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

2. 税制措置

設備の取得に係る税制措置の概要

法人税（※1）について、**即時償却又は取得価額の10%（※2）の税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3,000万円超の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（7%※3） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 経営資源集約化に資する設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率 の改善が見込まれるパッケージ投資			
	【中小企業投資促進税制（中促）※4】 30%特別償却又は税額控除7% 30%特別償却のみ適用※3			

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※3 を付した部分は、資本金3,000万円超の法人の場合

※4 測定工具及び検査工具（1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）については、中小企業投資促進税制の対象となります。

2. ①中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3,000万円超の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】

① 中小企業者等とは？

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限りです。

ただし、次の法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和9年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しない。
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済 産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産 でないこと等
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P23を確認してください。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoutoukyoutousisokusinzeisei.html>

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

2. ①中小企業経営強化税制

④ 指定事業とは？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注4参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

（注4）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

（2）適用手続き

（2-1）A類型：生産性向上設備

生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

対象設備

要件①、②について、設備取得前に工業会等に証明書を申請する必要があります。

証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.4を参照。

設備の種類（※1～5）	用途又は細目	最低価額 （1台1基又は一の取得価額）	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.23を確認してください。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoutuoutousisokusinzisei.html>

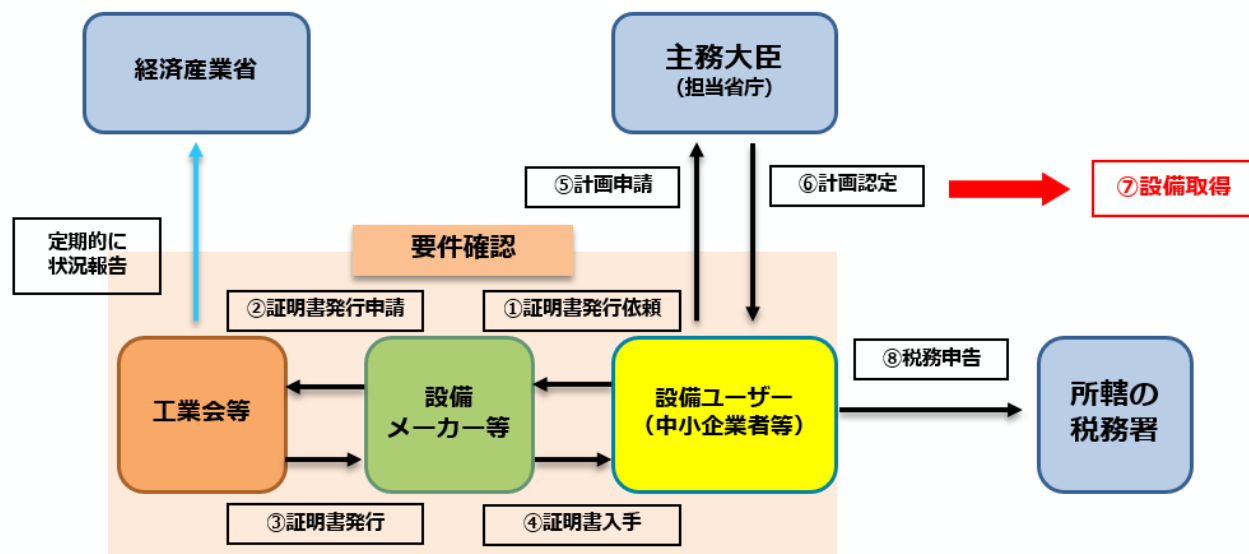
※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

2. ①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制A類型）



- 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→政策について→経営力向上支援→工業会等による証明書について）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

- ① 設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に、設備取得前に証明書の発行を依頼してください。
- ② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。
（注）設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- ③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。
- ④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。
- ⑤・⑥ 設備ユーザーは、④の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写しを添付（※）して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを設備ユーザーに交付します。
※証明書の日付は計画申請日以前である必要があります。
- ⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の計画認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2. ①中小企業経営強化税制

(2-2) B類型：収益力強化設備

D類型：経営資源集約化に資する設備

B類型：収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

D類型：経営資源集約化に資する設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもので、経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものであって、経営力向上計画に従って事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするもの

計画終了年次の修正ROA又は有形固定資産回転率が以下表の要件を満たすことが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

B類型又はD類型の要件について、いずれも、経済産業局から確認書を取得する必要があります。確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.7を参照。

共通： 対象設備

設備の種類（※1～5）	用途又は細目	最低価額 （1台1基又は一の取得価額）
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物附属設備	全て	60万円以上
ソフトウェア	全て	70万円以上

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.23を確認してください。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei.html>

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

2. ①中小企業経営強化税制

(2-2) B類型：収益力強化設備

D類型：経営資源集約化に資する設備

B類型：投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益＋減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

B類型：投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。

（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

D類型：修正ROA又は有形固定資産回転率の計算について

目標値となる修正ROA又は有形固定資産回転率は、次の算式によって算定します。

$$\text{修正ROA (変化分)} = \frac{\text{計画終了年度における営業利益＋減価償却費※1＋研究開発費}}{\text{※1 計画終了年度における総資産※2}} \div \frac{\text{基準年度※3における営業利益＋減価償却費＋研究開発費}}{\text{基準年度における総資産}}$$

$$\text{有形固定資産回転率 (変化率)} = \frac{\text{計画終了年度における売上高}}{\text{計画終了年度における有形固定資産※2}} \div \frac{\text{基準年度※3における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}$$

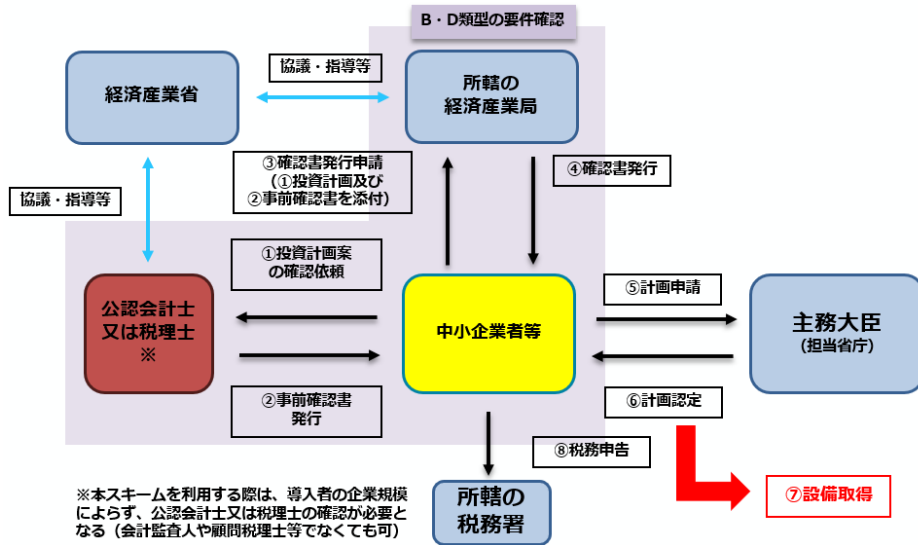
※1 会計上の減価償却費及び研究開発費

※2 帳簿価額を指す

※3 計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値

2. ①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制B類型・D類型）



➤ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→政策について→経営力向上支援→経済産業局による確認書について（B類型・D類型））

(B類型) <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html>

(D類型) http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo_d.html

①・② 申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。

③・④ 申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご提出・ご説明ください（※）。資料の提出は郵送も可能です。また、ご説明はオンライン等でも可能です。

※申請は設備取得より前に行う必要があります。

経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね1ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡します。

⑤・⑥ 申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付（※）して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。

※確認書の日付は計画申請日より以前である必要があります。

⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

⑨ 計画認定後、B類型の場合は投資計画に関する実施状況報告を、D類型の場合は事業の承継報告及び事業承継等に関する状況報告を、決められた期間提出する必要があります。詳細は、上記中小企業庁ホームページをご確認ください。

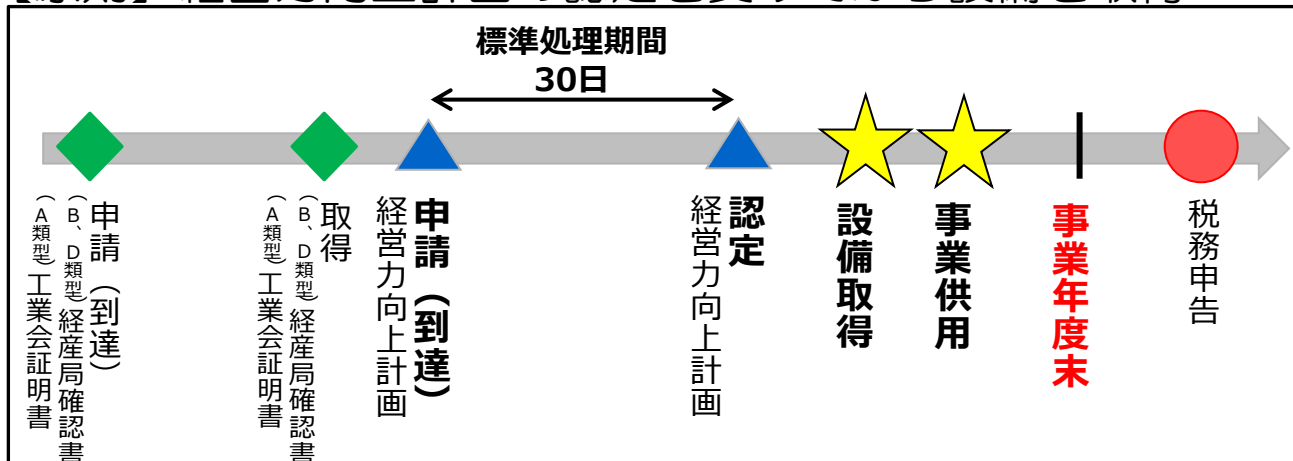
（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2. ①中小企業経営強化税制

設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A、B、D共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



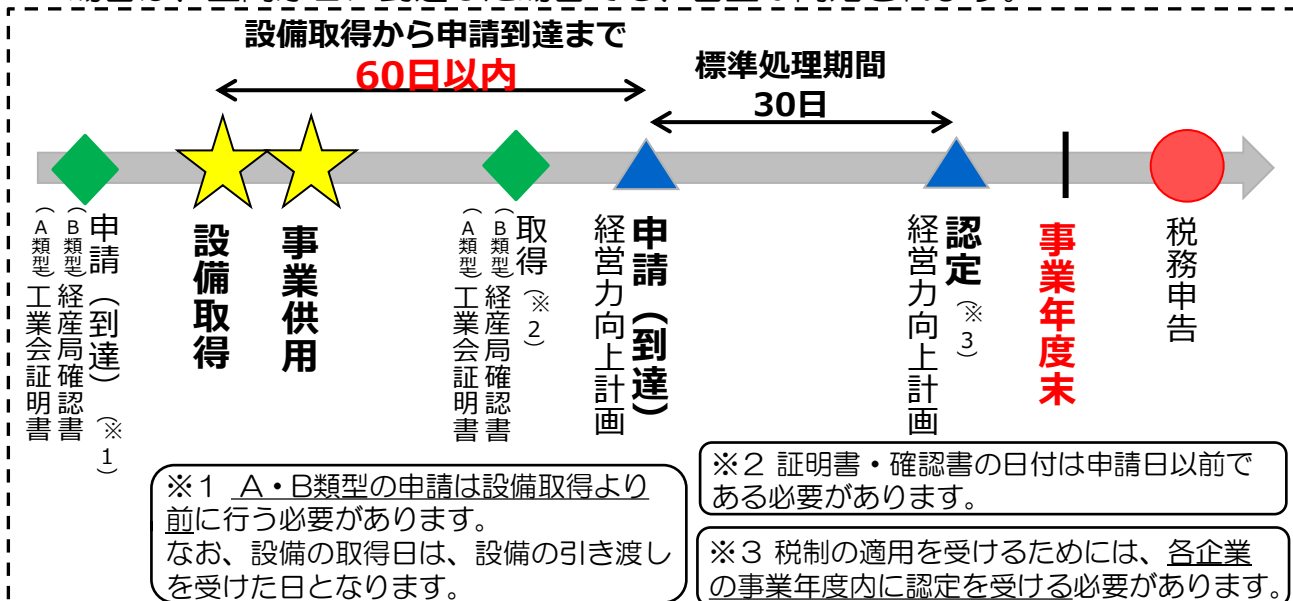
【例外】経営力向上計画申請前に設備を取得する場合

経営力向上計画を申請する前に設備を取得する場合には、**申請書到達日から遡って60日以内に設備を取得する必要があります**（設備取得日翌日から60日以内に計画申請書が行政庁に到達する必要。計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、**遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります**（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

なお、D類型を活用する場合、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、新規申請の場合は例外措置の活用はできません。

※ 紙申請においては、設備取得日翌日から起算して60日目が開庁日に該当する場合は、翌開庁日に到達した場合でも、審査が開始されます。



2. ② 事業承継等に係る不動産取得税の特例

土地・建物の取得に係る税制措置の概要

他者から事業を承継するために、土地・建物を取得する場合、不動産取得税の軽減措置を利用することが可能です。

(1) 制度の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③事業譲渡を通じて他の特定事業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる④不動産取得税の軽減を受けることができます。

条文：地方税法附則第11条（不動産取得税の課税標準の特例） 第13項

① 中小事業者等とは？

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限りです。

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小事業者等とはなりません。

①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人

（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいいます。

② 適用期間とは？

平成30年7月9日から令和8年3月31日までの期間

③ 対象となる行為類型

事業譲渡により、後継者不在により事業の継続が困難となっている他の特定事業者等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの

※ 後継者不在により事業の継続が困難となっている事業者から取得するもので、かつ、事業の承継を伴う取組である必要があります。また、グループ内で行う一定の事業譲渡も対象となります。詳しくは、「[経営力向上計画 策定の手引き](#)」P.22～3 （17）～（19）をご参照ください。

④ 軽減措置の内容

認定計画に基づき、事業譲渡を行って、土地・建物を取得する場合には、以下のとおり、特例が適用されます。

＜不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※1））＞

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%（※2）	不動産の価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%（※3）	

※1 合併や一定の会社分割の場合は非課税

※2 令和9年3月31日までに土地・住宅を取得した場合は税率が3.0%に軽減

※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く。

2. ② 事業承継等に係る不動産取得税の特例

(2) 適用手続き

① 計画認定

事業譲渡を行って土地・建物を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

不動産取得税の軽減措置を受けるには、申請書の提出先は、当該措置に係る土地・建物が所在する都道府県になりますので、ご注意ください。

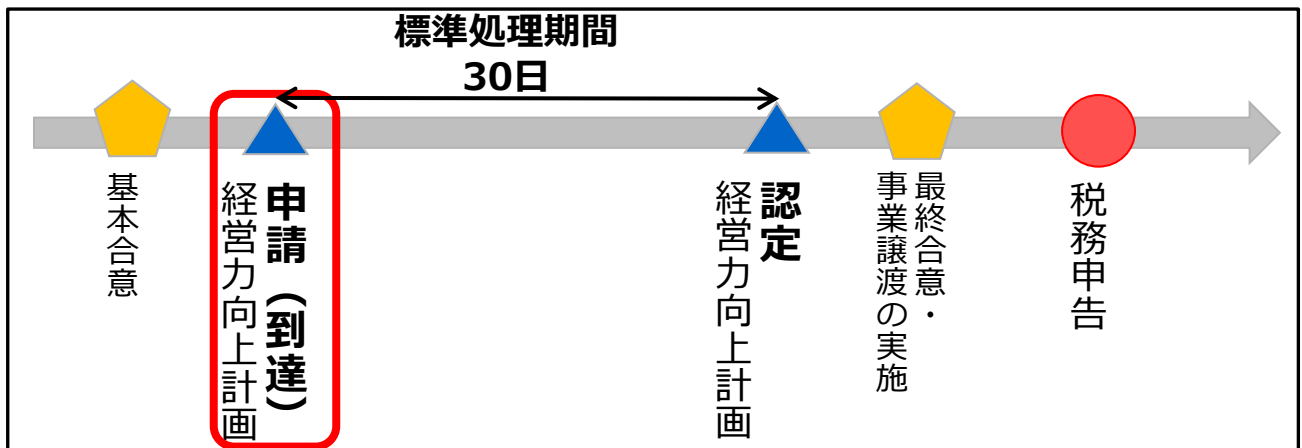
※ 提出先となる省庁に対し、申請書の記載内容、提出手続きについて、可能な限り事前にご相談ください。

② 不動産取得税の申告・納税

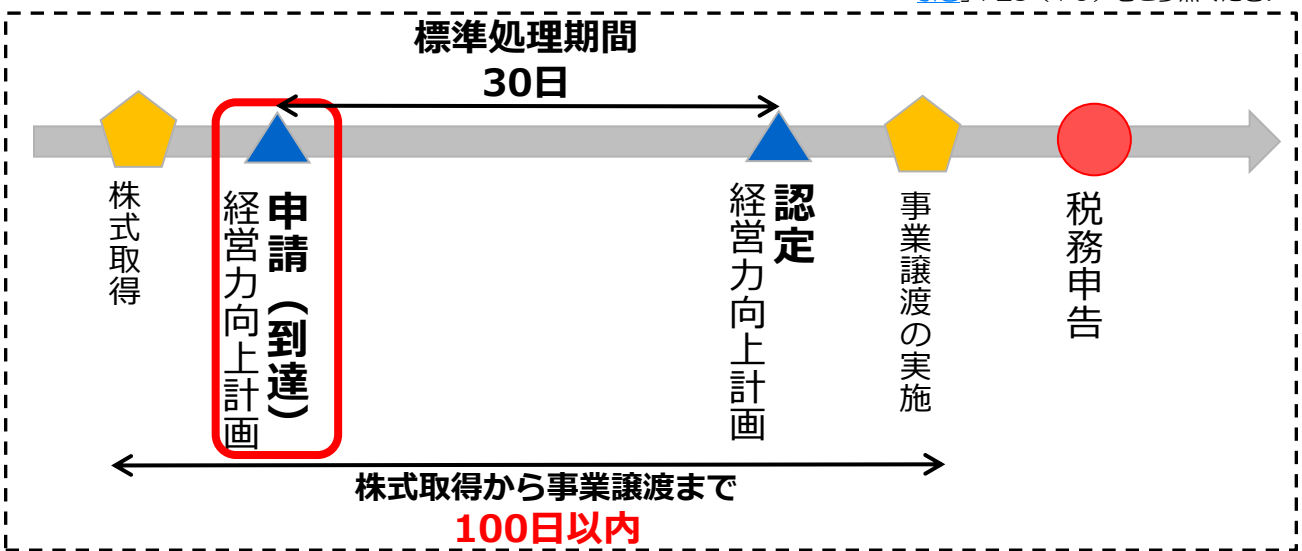
不動産取得税の軽減措置を受けるには、不動産の取得に係る申告の際に、認定書の写しを添付して申告してください。その後、都道府県から送付される納税通知書に従い、軽減された税額を支払ってください。

【参考】不動産取得税の特例の活用を希望する場合の申請フローについて

【通常の場合】



【グループ内で一定の事業譲渡を行う場合(※)】 ※詳しくは、「[経営力向上計画策定の手引き](#)」P23(19)をご参照ください



2. ③ 中小企業事業再編投資損失準備金

(1) 制度の概要

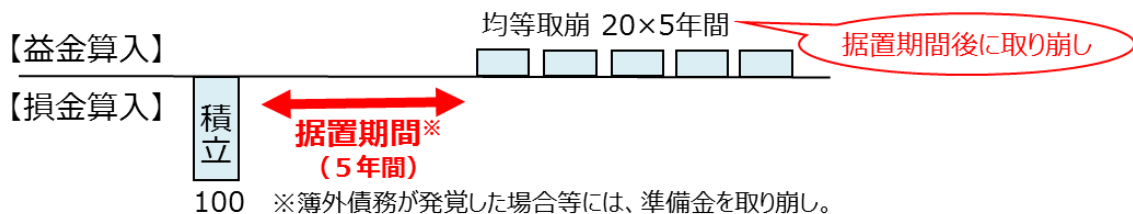
①中小企業者が、②適用期間内に③事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けた場合、当該計画に基づき④株式等を取得し、かつ、これを事業年度末まで引き続き有している場合において、⑤株式等の取得価額として計上する金額の一定割合の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できます。

積み立てた準備金は、⑥帳簿価額の減損等の取崩要件に該当する行為を行った場合は、取り崩して益金に算入され、5年経過後は、その後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩し、益金に算入されます。

※支払限度額が5億円超の表明保証保険契約（注）を締結している場合は本措置の対象外となります。事業者が保険会社との契約当事者ではないいわゆる仲介会社サービス組込型の表明保証保険に加入している場合は、本措置の対象外とはなりません。

注：支払限度額が5億円超の表明保証保険契約とは

株式等の売買契約における売主表明事項（売主から表明された当該売主又は当該株式等を発行した法人の法務に関する事項、財務に関する事項、税務に関する事項、労務に関する事項その他の事項をいう。）につき正確でない、又は真実でない事実があり、当該売主表明事項と異なる事実が生じたことによつてその取得をした法人に損害が生じた場合に保険金を支払う定めのある保険（当該損害により支払われることとされている保険金の限度額が5億円を超えるものに限る。）を指します。



100 ※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。

条文：租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）

※産業競争力強化法における特別事業再編計画の認定を受けた場合、準備金の積立率最大100%、据置期間10年間の措置を活用可能です（中堅・中小企業グループ化税制）。

特別事業再編計画に基づく措置に関する手続きの詳細につきましては、[事業再編の促進（産業競争力強化法）](#)をご参照ください。

① 中小企業者とは？

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも適用対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資額の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

② 適用期間とは？

令和3年8月2日から令和9年3月31日までの期間

2. ③ 中小企業事業再編投資損失準備金

③ 事業承継等事前調査とは？

M&Aによる譲受側が譲渡し側に対して行う調査で、法務、財務、税務その他の観点から、引き継ぐ経営資源について損害が生ずるおそれがないか調査を行うもので、一般的にデュー・デリジェンス（DD）と呼ばれるものです。

認定にあたっては、十分な事前調査を実施する予定かどうか、「事業承継等事前調査チェックシート」を元に確認を行います。

④ 対象となる行為類型

株式等の取得（取得価額10億円以下に限る）であって、事業の承継を伴うもの

※ 「事業の承継を伴う」取組みであることが必要です。

- ① 同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。具体的には、承継される企業と承継する企業を直接又は間接に支配している者が、同一の者である場合には、「事業の承継を伴う」ものとはいえず、対象となりません。
- ② 事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となり得ます。事業の承継を伴う取組の考え方については、「[中小企業事業再編投資損失準備金 Q&A](#)」Q13,14をご参照ください。

⑤ 積立額

取得価額の70%を限度に、任意の金額を積み立てることができます。

※ 取得価額とは、その購入の代価であり、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額となります。

⑥ 取崩要件

下記の事由が発生した場合、取崩要件に該当します。

- ・ 経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
 - ・ 取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
 - ・ 株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
 - ・ 取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
 - ・ 取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
 - ・ 株式を取得した法人が解散した場合（全額）
 - ・ 株式を取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取り止めた場合（全額）
 - ・ 支払限度額が5億円超の表明保証保険契約を締結した場合（全額）
- ※ 表明保証保険契約の定義はP11を参照。
- ・ それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）

2. ③ 中小企業事業再編投資損失準備金

(2) 適用手続き

① 計画認定

経営力向上の内容に株式取得を含み、かつ事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。申請時に、併せて事業承継等事前調査チェックシートを作成し、添付してください。

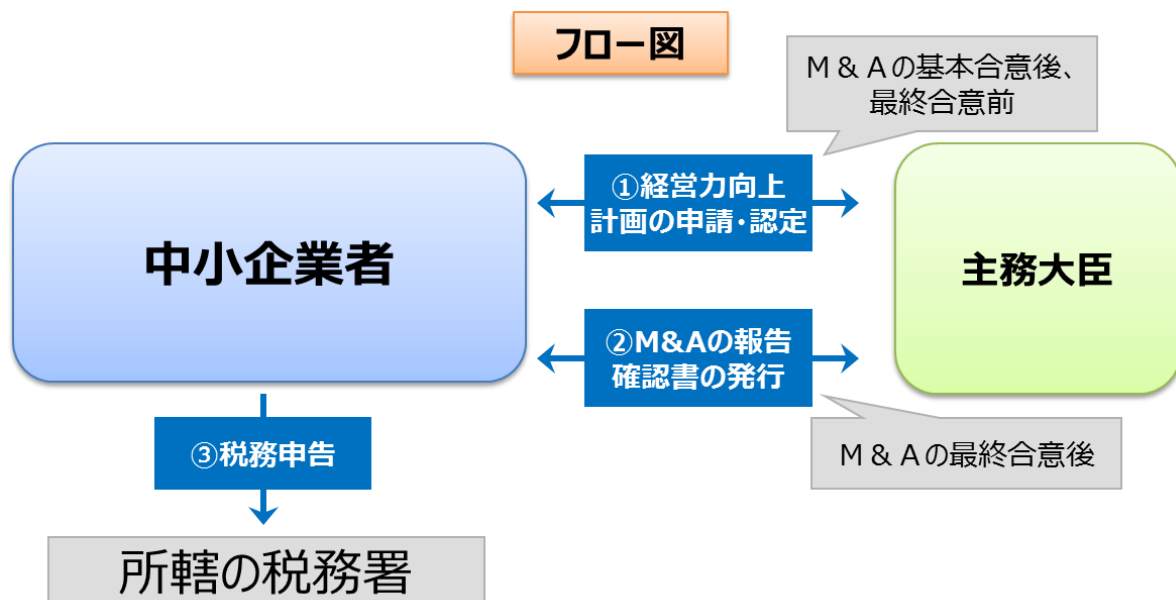
※事業承継等事前調査の実施は、計画の認定前後を問いません。ただし、最終合意前に事業承継等事前調査を終了する必要があります。

② 株式取得の実行

認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、事業承継等を実施したことが及び事業承継等事前調査の内容について報告し、確認書を受け取ってください。

③ 税制措置の適用

税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができます。税務申告に際しては、①の申請書、①の認定書、②の確認書（いずれも写し）を添付してください。



3. 金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

(1) 各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による融資

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、融資を受ける事ができます。

貸付金利

(中小企業事業) 基準利率(ただし、設備資金(土地に係る資金を除く)については、5億4,000万円を限度として特別利率②)
(国民生活事業) 基準利率(ただし、設備資金(土地に係る資金を除く)については、特別利率B)

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のHPをご参照ください。

貸付限度額

(中小企業事業) 14億4,000万円
(国民生活事業) 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の融資がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

② 中小企業信用保険法の特例

特定事業者向け

特定事業者は、経営力向上計画の実行(※)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

(※) 新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」(新事業活動)及びM&A等による事業承継(デューデリジェンスを含む)に限りです。

(※) 本特例の活用を希望される場合、デューデリジェンスは計画認定後に実施する必要があります。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

(※) 経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要な資金に係る信用保証の申込において、保証申込み直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には、経営者保証は不要。

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(特定事業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

3. 金融支援

④ 日本政策金融公庫（中小企業事業）による スタンバイ・クレジット

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行し、海外での円滑な資金調達を支援します。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤ 日本政策金融公庫（中小企業事業）による クロスボーダーローン

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者（国内親会社）の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金および運転資金について、直接融資を受ける事ができます。

貸付金利

基準利率（ただし4億円を限度として特別利率③）

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のHPをご参照ください。

貸付限度額

14億4,000万円（長期運転資金の場合は、9億6千万円）

貸付期間

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

※米ドルの場合は15年以内となります。

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の融資がご利用いただけます。

具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

特定事業者等向け （特定事業者除く）

従業員数2千人以下の特定事業者等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられます。

（※）特定事業者は含まれません。

⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証

特定事業者等向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品等流通合理化促進機構による債務の保証を受けられます。

3. 金融支援

適用対象者

※①～⑦の番号はP.14からの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	特定事業者等 (中小企業等経営強化法第2条第6項)	
	ア. 特定事業者等・その他政令で定める法人(※1) (イに該当する者を除く)	イ. 特定事業者(※2)
	従業員数2000人以下の会社及び個人	(※2)【特定事業者の定義】 のとお
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による融資 ② 中小企業信用保険法の特例 ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例 ④ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット ⑤ 日本政策金融公庫による クロスボーダーローン	×	○
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証 (食品製造業者等のみ対象)	○	○

※1【「その他政令で定める法人」の定義】

特定事業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、従業員数2000人以下の要件を満たす場合は、特定事業者等の範囲に含まれます。

※2【特定事業者の定義】

	製造業その他	卸売業	小売業、サービス業	政令指定業種 (※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)
				ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業
従業員数	500人 以下	400人 以下	300人 以下	500人 以下

※3

①に限り、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者であれば対象になります。

3. 金融支援

P.16に記載された支援措置対象者について、**2022年度までに**経営力向上計画の認定を受けた方については、引き続き以下の区分において支援措置の活用が可能となります

適用対象者

※①～⑦の番号はP.14からの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	中小企業者等 (中小企業等経営強化法第2条第2項)	
	ア. 中堅企業・その他政令で定める法人(※1) (イに該当する者を除く)	イ. 中小企業者(※2)
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人	(※2)【中小企業者の定義】のとおりに
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による融資		
② 中小企業信用保険法の特例		
③ 中小企業投資育成株式会社法の特例		
④ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット	×	○
⑤ 日本政策金融公庫による クロスボーダーローン		
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証 (食品製造業者等のみ対象)	○	○

※1【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下(資本・出資を有しない場合)の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

3. 金融支援

(2) 適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～⑦の番号はP.14, 15の各種金融支援の番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①・④・⑤	(株)日本政策金融公庫 事業資金ダイヤル	0120-154-505
①'	(株)沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098-941-1785 098-941-1795
②	各都道府県の信用保証協会 または(一社)全国信用保証協会連合会	各都道府県の信用保証協会 または 03-6823-1200
③	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社： 092-724-0651 (代))
⑥	独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課	03-5470-1575
⑦	(公財)食品等流通合理化促進機構 業務部	03-5809-2176

注意事項

金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

4. 法的支援

(1) 各種法的支援の概要

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は、以下のとおりです。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	事業協同組合等の設立
①許認可承継の特例	○	○	—
②組合発起人数の特例	—	—	○
③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例	—	○	—

4. 法的支援

① 許認可承継の特例

事業承継等を行うことを記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、以下のいずれかの許認可事業を承継する場合には、承継される側の事業者から、当該許認可に係る地位をそのまま引き継ぐことができます。

旅館業／建設業／火薬類製造業・火薬類販売業／
一般旅客自動車運送事業／一般貨物自動車運送事業／
一般ガス導管事業

※ 各許認可の根拠規定は、以下のとおりです。
旅館業：旅館業法第3条第1項、建設業：建設業法第3条第1項、
火薬類製造業・火薬類販売業：火薬類取締法第3条・第5条、一般
旅客自動車運送事業：道路運送法第4条第1項、一般貨物自動車運
送事業：貨物自動車運送事業法第3条、一般ガス導管事業：ガス事
業法第35条

② 組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立する場合には、通常、最低4人必要とされている発起人の人数が、3人でも可となります。

③ 事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

通常、企業が事業譲渡により債務を移転するには、債権者から個別に同意を得る必要があります、この同意がない場合には、事業譲渡をした企業は債務を免れないこととなります。

事業譲渡を行って他者から取得する経営資源を活用する取組みについて計画認定を受けた場合、企業が債権者に対して通知（催告）し、1ヵ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、より簡略な手続きにより債務を移転することができます。

この支援の措置の適用対象となるのは、①「事業承継等」として、**事業譲渡を行う場合**であって、②**承継される側の特定事業者が株式会社である**ときに限られますので、ご注意ください。

(2) 適用手続き

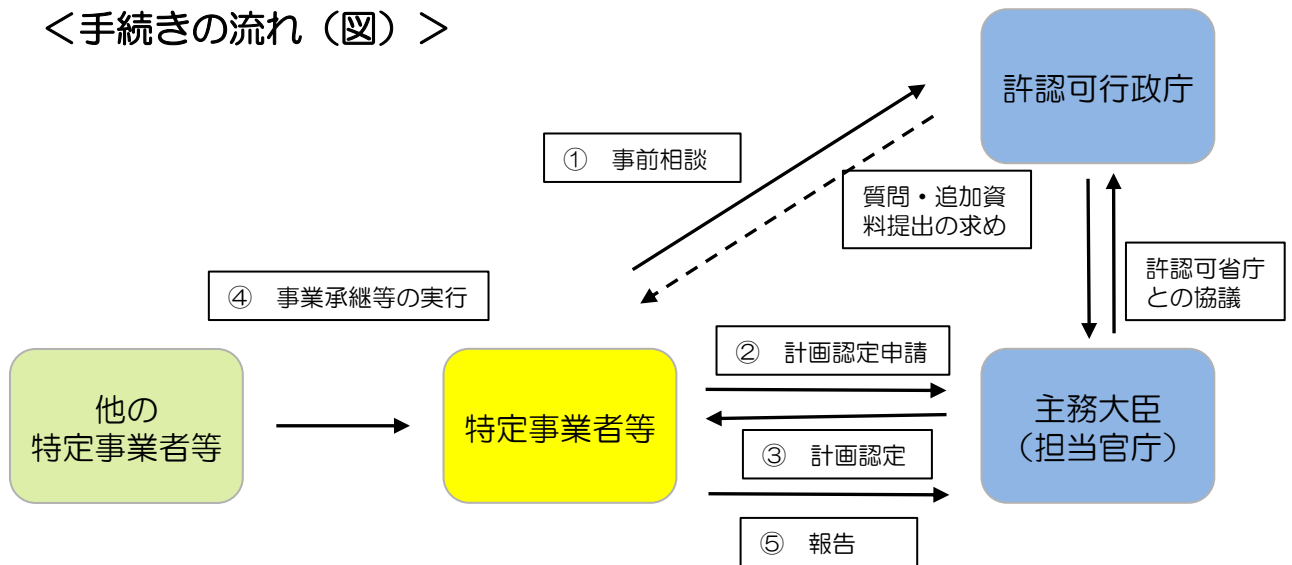
(2-1) 許認可承継の特例

① 事前相談

本支援措置によって許認可を引き継ぐ場合にも、許認可を所管する省庁の判断が介在しますので、円滑に認定を受けていただくためにも、許認可を所管する行政庁に事前にご相談ください。許認可を所管する省庁から、質問や資料提出の求めがあった場合、回答・提出にご協力いただけますようお願いいたします。

4. 法的支援

<手続きの流れ（図）>



② 計画認定申請

事業を引き継ぐためのスキームや、許認可承継の特例を利用したい旨（申請様式の「9 特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位」の欄）を記載して、経営力向上計画を策定し、申請窓口に対して申請を行ってください。

許認可承継の特例の適用を求める認定申請があった場合、当該申請を受け付けた省庁は、当該許認可を所管する行政庁への協議を行います。許認可を所管する行政庁から、この段階で質問や追加資料提出の求めがあった場合には、ご対応ください。

③ 計画認定

計画の認定を受け、認定書の交付を受けてください。

④ 事業承継等の実行

認定計画に記載された内容に従い、事業承継等を実行してください。それにより当然に、承継される側の事業者が有していた業法上の許認可に係る地位が、承継する側の事業者引き継がれます。

⑤ 報告

事業承継等を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

4. 法的支援

(2-2) 組合発起人数の特例

適用対象

経営力向上計画において、「事業承継等」として、①事業協同組合、②企業組合又は③協業組合の設立を記載しており、他の事業者と経営資源を共同で利用することにより生産性を向上させる取り組みを行う事業者

適用手続き

① 計画認定

次に記載する組合設立の認可申請に先立って、組合の設立を含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。認定を受けた後2か月以内に、②の組合設立の認可申請を行う必要があります。

② 組合設立の認可申請、設立登記手続

事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立に当たっては、組合の設立登記に先立って、所管行政庁から設立の認可を受けなければなりません。この際、通常の添付書類に加えて、経営力向上計画に係る(i)認定書の写し及び(ii)経営力向上計画の写しを添付することによって、発起人の人数が3人であっても、設立認可を受けることが可能になります。認可を受けた後、設立登記手続を行ってください。

(2-3) 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告

① 計画認定

事業譲渡の実行に先立って、事業譲渡により他の特定事業者等（株式会社）から経営資源を取得することを内容を含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

② 事業譲渡に係る組織決定（承継される側の企業）

承継される側の中小企業（株式会社）において、会社法の規定及び会社の内部規程に従い、(i)取締役会の決議、(ii)株主総会の決議、又は(iii)執行役の決定を経てください。

4. 法的支援

(2-3) 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告（続き）

③ 債権者に対する催告（承継される側の企業）

承継される側の企業から、当該企業に対して債権を有する債権者（※）に対して、催告を行います。催告においては、1か月以上の催告期間を定めて、事業譲渡の実行に反対する場合には、当該期間内に、異議を申し出ることができる旨を通知します。

※ 事業譲渡が実行された場合に、承継される側の事業者に対して債務の履行を請求できない（それまで債務者でなかった、承継する側の事業者に対してしか債務の履行を請求できない）こととされる債権者に対して催告を行います。

④ 異議の申出

催告期間内に異議を述べた債権者に対しては、承継される側の企業は、①債務を弁済するか、②担保を提供するか、③弁済をするために信託会社又は金融機関に財産を信託する必要があります（但し、弁済期や債権額、財務状態などを考慮して、異議を述べた債権者を害するおそれがないと認められる場合には、①～③のいずれも行ふ必要はありません。）。

⑤ 催告期間の経過

催告期間内に異議を述べなかった場合、債権者は債権の移転に同意したものとみなされます。以後その債権者は、事業を引き継いだ事業者に対してしか、支払いその他の債務の履行を求めることができません。

⑥ 事業譲渡の実行

催告期間の経過後に事業譲渡を実行することにより、債務の移転に関する権利関係を明確化しておくことができます。

⑦ 報告

事業譲渡を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

5. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

経営力向上支援

経営強化法 中小企業庁 

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁HP → 政策について → 経営力向上支援)

<問い合わせ先>

○経営力向上計画・中小企業等経営強化法に基づく税制措置について
中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

○中小企業経営強化税制確認書（B類型・D類型）の申請について

○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011-709-3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022-221-4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048-600-0338）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052-951-0253）	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 経営力向上室 （経営力向上計画 直通：06-6966-6036）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援・金融課 経営力向上室 （直通：092-482-5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098-866-1755）	沖縄県

※ 減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士、又は所轄の税務署までご確認ください。